

高体連の謝金に関する源泉徴収に関して

【大会運営】

- 1 運営員の旅費（「交通費」＋「高体連が必要と認めた経費」）の場合
源泉徴収の必要はない。
- 2 審判等の謝金の場合
源泉徴収の必要はない。
- 3 交通整理員・清掃員等の謝金の場合
会社等との委託契約で、会社等へ直接支払う場合は源泉徴収の必要はない。
- 4 医者・看護師への謝金の場合
謝金の内、旅費分を差し引いた額（A）に対し、源泉徴収が必要となる。
（Aの額により算出、日額表丙欄参照）

【講習会・研修会】

- 1 講師の謝金の場合
交通費、昼食代、講演・指導料等支払われる全ての額に対し、源泉徴収が必要となる。
（一律、支払額の10%）

例 外

県内高校教諭が伝達講習会として、講習・指導を行う場合には講習会運営員として扱い、旅費（「交通費」＋「高体連が必要と認めた経費」）を支払うこととする。旅費の規程については「高体連大会運営内規」に準ずる。その場合は源泉徴収は必要ない。

【対応方法】

- 1 運営員の旅費及び審判等の謝金の場合
各専門部にて、領収書による個人領収とする。
- 2 交通整理員・清掃員等の謝金の場合
会社発行の領収書をもらう。（単価、人数を記入）
- 3 医師・看護師及び研修会・講習会講師の謝金の場合
 - （1）謝金は源泉徴収分を差し引いた額を支払い、別紙謝金領収書に必要事項を記入、領収印をもらう。
 - （2）各専門部は所定の用紙（納付書）に必要事項（支払年月日、人数、支払額、税額）を記入し支払窓口（税務署又は金融機関・郵便局）にて源泉徴収分を払い込む。（手数料は不要、コンビニ・ATMは不可）

注 窓口への払い込みは謝金支払後、翌月の10日までに行うこと。

医師・看護師と講師では納付書は異なるものを使用すること。

〔 医師・看護師・・・**給**と書いてあるものを使用
講師・・・・・・・・・・**報**と書いてあるものを使用 〕

- （3）各専門部は報告書と一緒に納付書付属の領収証書を高体連事務局にすみやかに送付する。
- （4）その後の諸手続は高体連事務局にて対応する。